

[事案 20-4] 死亡保険金支払請求

- ・平成 20 年 5 月 8 日 裁定申立受理
- ・平成 20 年 10 月 28 日 裁定終了

< 事案の概要 >

告知義務違反による契約解除のため、死亡保険金が支払われないことを不満として、申立てがあったもの。

< 申立人の主張 >

母(被保険者)が生命保険に加入してから 1 年半後に自宅で急死した。保険会社は死亡原因を死体検案書にもとづき心臓麻痺と推定、加入前から治療を受けていて告知のなかった左(心)室肥大、虚血性心疾患、多血症と因果関係があると認定し、告知義務違反による契約解除のため、死亡保険金(2,007 万円)は支払われないと通知してきた。

しかし、以下の理由にて告知義務違反による契約解除は納得出来ないので、死亡保険金を支払って欲しい。

保険会社は、母の死亡原因を心臓麻痺と特定しているが、医学的解剖はなされておらず、死体検案書には直接死因として「心臓麻痺(推定)」と記載されており、心臓麻痺と断定することは納得出来ない。

母は、担当医師から高血圧について指摘され認識していたが、心臓疾患については確定診断はなされておらず、認識していなかった。

母は加入時に診査医に対し、高血圧症および降圧剤の服薬について告知していたので、保険会社が更なる調査を行っていれば、母の病状を確認出来たはずである。

< 保険会社の主張 >

以下の理由により、被保険者に告知義務違反があったことは明らかであり、不告知の事実と因果関係のある死亡原因により死亡したことから、申立人の死亡保険金支払請求に応ずることは出来ない。

- (1) 当社の事実確認の結果、被保険者は平成 15 年から死亡するまでの間、病院に通院し高血圧症のほか、左(心)室肥大、虚血性心疾患、多血症の診断がなされており、降圧剤の他に、虚血性心疾患や多血症に適応する薬を服薬していた。

しかし、本件告知書の診査医記入欄には、「高血圧症」等と記載されているが、上記の左(心)室肥大、虚血性心疾患、多血症等については記載されておらず、被保険者は、自らの上記受診歴について告知されなかったことが認められ、故意もしくは少なくとも重大な過失があったと判断せざるを得ない。

- (2) 生命保険において、診査医の診査は積極的な治療を目的とするものではなく、保険診査医として、告知がなくても告知すべき重要な事実を通常発見できる程度の検査をすれば足りるものである。

よって、本件告知において被保険者から高血圧、降圧剤の服薬について告知があったにもかかわらず、心疾患を疑わず、特別な調査を行わなかったからといって、当社に過失があったことにはならない。

- (3) 本件約款は、死亡保険金受取人が、保険金の支払事由の発生が契約解除の原因となった事実にもとづかないことを証明したときは保険金を支払う旨定めているが、ここにおける保険事故と不告知の事実との因果関係の有無の判断基準については、保険

事故と不告知の事実との間に因果関係が全くないことを必要とし、その間の因果関係を認める余地があるのであれば、因果関係がないとは言えないとする理解が判例では定着しており、実務もこれに従って運用することが妥当であるとされている。

< 裁定の概要 >

裁定審査会では、申立人および保険会社から提出された書類等により審理した結果、以下により申立人の主張は認められず、本件申立てには理由がないことから、生命保険相談所規程第40条により裁定書にその理由を明らかにして、裁定手続きを終了した。

- (1) 一般に、医師は特段の事情がなければ患者に対し診断内容を告げ、薬の効用を説明するに当たっては、どのような症状に適應するかという説明をするものと言える。本件も、担当医師が被保険者に対し心疾患について説明しなかったとか、薬の効用を説明する前提として心疾患について説明しなかったとの特段の事情は認められない。仮に、患者の医学的知識が不十分な点を考慮しても、また確定診断を受けていなかったとしても、被保険者には不告知の事実について重大な過失はあったと考えられる。
- (2) 被保険者の告知内容は、高血圧症及び降圧剤の服薬の事実のみで、それ以外の症状を疑わせる告知はなく、本件診査医が心疾患を疑わずに、特別な調査を行わなかったからといって、診査上の過失があったとは言えない。また、診査医は血圧測定を行っており、最大 138、最小 94 の測定結果であったことから、高血圧症に関し重大な疾患を疑う数値ではないと判断し、更なる調査はしなかったものと窺え、その判断自体が誤りで診査上の過失があったと言うことも出来ない。
- (3) 保険約款上、保険金の支払事由が保険契約の解除原因となった事実によらないことが証明された場合、保険会社は保険金を支払わなければならないが、本件では、死体検案書において被保険者の直接死因が「心臓麻痺（推定）」とされている。心臓麻痺の原因としては、虚血性心疾患と非虚血性心疾患、そして特に原因となる心疾患がないものに分類され被保険者が、既往症である心疾患により心臓麻痺で死亡したことが全くないとは言えず、因果関係を認める余地があると言える。